

兵庫県公報

令和5年3月22日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	1

公布された法令のあらまし

◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第3号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、旅券法に関する一般旅券査証欄増補手数料が廃止されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

規 則

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第3号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項15中(3)を削る。

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(18)の次に次のように加える。

(18)の2 建築物の容積率の特例認定申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項20(25)の4の次に次のように加える。

(25)の5 高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項8中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、(7)の次に次のように加える。

(8) 特定自動運行許可申請手数料

(9) 特定自動運行計画変更許可申請手数料

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第3に掲げるもの）の項15中(3)を削る改正規定は、同年3月27日から施行する。